

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値(案)に対する意見募集の実施結果について

平成25年3月18日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

平成24年11月16日(金)～平成24年12月17日(月)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1通(2件)

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今回提示された水産基準値案は妥当と思われる。	御意見ありがとうございます。
2	<p>自然環境において有機溶媒に溶解する環境は考えにくいことから、水溶解度が低い農薬については、用いる有機溶媒の濃度制限を設け、その範囲内で溶解しなければ試験を不要とし、代わりに分解物の化学的性状及び生態毒性の情報を求めてはどうか。</p> <p>また、農薬については自然環境中の化学的性状の実態調査及び生態毒性試験結果の比較並びに生態毒性シミュレーション結果を検討してはどうか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>農薬は、農作物にむらなく付着させるため有機溶媒等を添加して製剤としており、自然環境中でも水溶解度以上の濃度で溶解する可能性があります。このため、水産動植物への影響に関する試験では、供試生物に対して毒性が弱く、かつ、被験物質の性質を変えないものであれば、有機溶媒等の助剤を使用することが認められており、水溶解度を超える濃度での試験が実施されています。なお助剤の濃度については 100mg/L を超えないことが望ましいとしています。</p> <p>また、土壌や水中での分解性等の動態もふまえて環境中予測濃度を算出し、水産動植物への影響に関する試験結果から得られた毒性評価値と比較したりスク評価を行っています。</p> <p>いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただくとともに、引き続き科学的知見の収集に努めてまいります。</p>